

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁成育局母子保健課

1. 趣旨

- 母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、女子に対して内閣総理大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者（以下「受胎調節実地指導員」という。）でなければ業として行っていないとされており、都道府県知事の指定を受けようとする者は、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号。以下「規則」という。）別記様式第 8 号の申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならないとされている。
- また、法第 25 条に基づき、医師又は指定医師は、法第 3 条第 1 項の規定によって不妊手術を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて都道府県知事に届け出なければならないとされており、届出は、規則別記様式第 12 号による報告書（以下「不妊手術実施報告票」という。）によらなければならないとされている。
- 今般、①戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号）が令和 7 年 5 月 26 日に施行され、特定の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書及び戸籍に記載することができるものとする規定が整備されたことや、②都道府県における不妊手術実施報告票の運用実態を踏まえ、届出の円滑化の観点から、所要の改正を行う。

2. 概要

- 日本国籍を有しない者に係る受胎調節実地指導員の指定の申請の申請書等について、「本籍」は「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」とすることとする。
- 不妊手術実施報告票について、「手術を受けた者の氏名」を「手術を受けた者の番号」に改める等の改正を行う。

3. 根拠条項

- 法第 25 条
- 母体保護法施行令（昭和 24 年政令第 16 号）第 2 条及び第 8 条

4. 施行期日等

公 布 日：令和 8 年 9 月下旬（予定）
施行期日：令和 8 年 10 月 1 日